

保 存 版

PTA ハンドブック

市ヶ尾小学校 PTA

§ 目 次 §

〔1〕 組織機構

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 組織図 | 1 |
| 2 | 総会 | 2 |
| 3 | 役員会 | 2 |
| 4 | 実行委員会 | 2 |
| 5 | 常任委員会 | 2 |
| 6 | 選出委員会 | 2 |
| 7 | 会計監査 | 3 |

〔2〕 役員会及び各委員会の活動について

| | |
|-------|---|
| 役員会 | 3 |
| 校外委員会 | 4 |
| 選出委員会 | 4 |

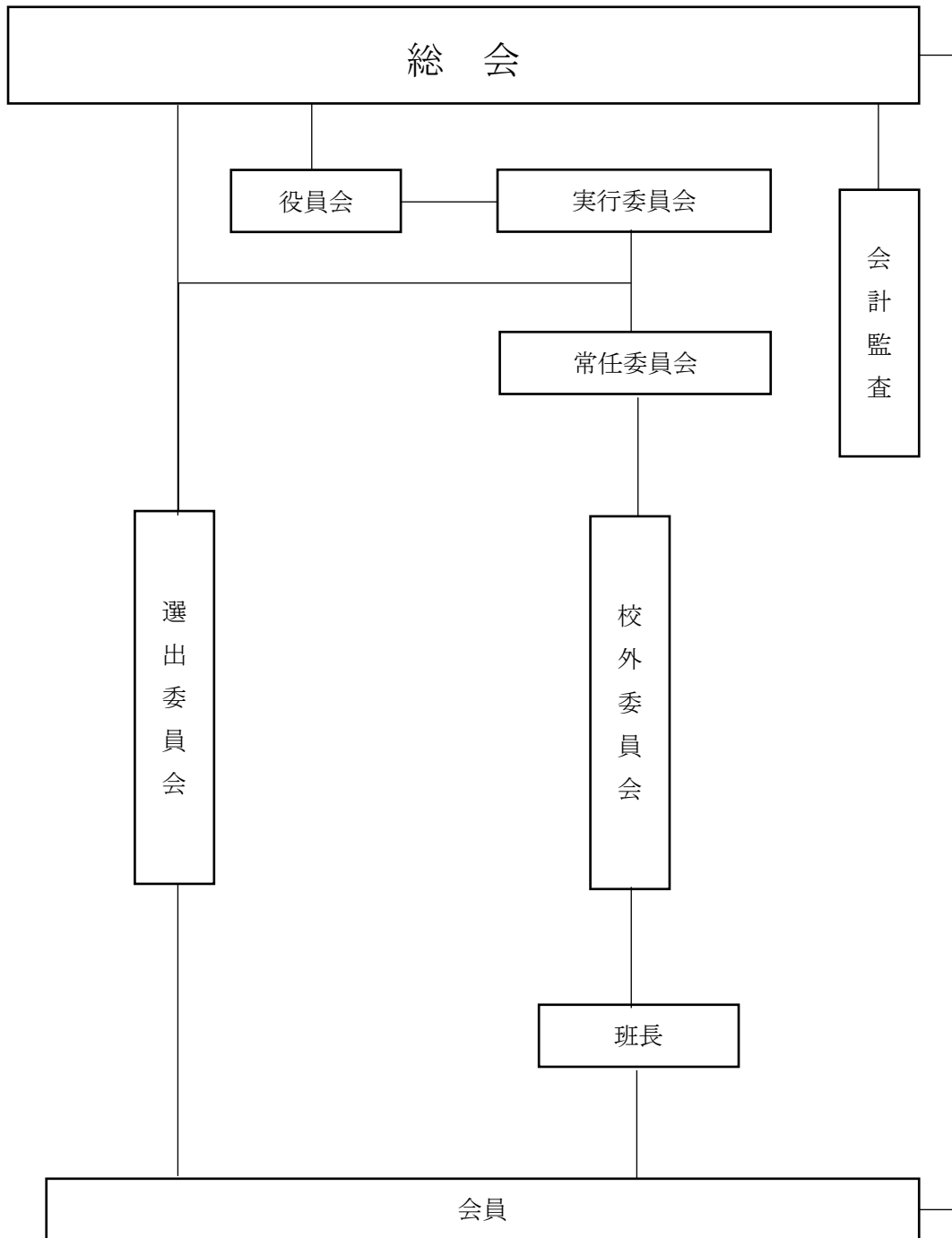
〔3〕 お手伝い係について

〔4〕 備考

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | PTA の関係団体 | 5 |
| 2 | 横浜市安全教育振興会 | 6 |

[1] 組織機構

1 組織図



2 総会

総会は、PTAの全会員をもって構成される最高の議決機関です。PTAの基本的な事柄は、全てこの総会において決められます。議決は出席者の過半数の同意を必要とします。

定期総会は、5月に開催されます。

- (1) 前年度の活動報告、決算報告、承認。
- (2) 本年度の活動計画案及び予算案の審議と承認。
- (3) その他。

このほか、全会員の10分の1以上の要求があった時、又は、実行委員会が必要と認めた時に臨時総会が開かれます。より良いPTAを運営していくために、多数の会員が出席し、熱心に討議しあいたいものです。

3 役員会

役員会は、PTA活動が円滑に進められるようにします。

- ・活動内容の詳細については、後述【役員会及び各委員会の活動について】の「役員会」参照のこと。

4 実行委員会

原則として、月1回開かれます。

実行委員会は、総会で決定した基本方針に基づいて、PTA全体の運営や活動について企画し、常任委員会同士の連絡、調整をします。又、総会に提出する議案の作成をします。

総会が簡単に開けないことから、緊急を要する場合は、実行委員会で決めることもあります。従って、実行委員会は総会に次ぐ議決機関となります。

メンバーは、役員をはじめ、各委員会の代表（主に正副委員長）及び学校長、その他会議に必要と認められた者で構成されます。

5 常任委員会

実際に委員会活動にあたるのが常任委員会で、

- ・ 校外委員会

この委員会から構成されています。

各委員会は、月に1回、実行委員会開催日より1週間以内を目安に開かれます。

- ・活動内容・選出方法については、後述【役員会及び各委員会の活動について】の「校外委員会」参照のこと。

6 選出委員会

役員及び会計監査の選出を行います。

- ・活動内容・選出方法については、後述【役員会及び各委員会の活動について】の「選出委員会」参照のこと。

7 会計監査

会計監査 2～3 名は、会計に関する点検事務を通して、総会で承認された予算の運用が適切であるか、支出関係諸帳簿が正しくあっているかについて監査します。

会員に代わって PTA 会費の収支状況を調べ、結果を報告する任に当たります。

会計監査は執行機関の一部ではなく、議決機関（総会）を代表して、執行部が行う事業の収支決算を見届ける役目です。従って、役員会や実行委員会に属さない独立部門です。

〔2〕役員会及び各委員会の活動について

役員会

役員会は、規約で決められたそれぞれの仕事を果たすとともに、PTA 活動が円滑に進められるようにします。

- (1) 実行委員会の日時、議題を決める。
- (2) 年間活動計画に基づき、予算案を立てる。
- (3) PTA 全体の活動状況を掌握し、調整する。
- (4) 必要に応じて PTA を代表し、対外活動を行う。
 - ・ 青葉区 PTA 連絡協議会・・・会長会、研修会
 - ・ 横浜市 PTA 連絡協議会・・・研修会
 - ・ もえぎ野中学校区学校・家庭・地域連携事業（三者連携）
 - ・ 近隣小・中学校との交流会
 - ・ 市ケ尾小学校スクールゾーン対策協議会
 - ・ 市ケ尾小学校放課後キッズクラブ
 - ・ その他
- (5) お手伝い係の募集・取りまとめを行う。
- (6) PTA 委員実績カードの管理・確認・仕分けを行う。
- (7) 広報誌発行の取りまとめ

校外委員会

子どもたちの登下校の安全を最優先に考え、活動している委員会です。主な活動内容は、地区ごとの登校班名簿作成を行うほか、スクールゾーン対策協議会や、年度内に2回以上の地区懇談会を開催します。このほか、こども110番の管理も行っています。

***スクールゾーン対策協議会とは**

スクールゾーンとは、小学校を中心に半径約500メートルの範囲を指しますが、青葉区では学区全域と考えています。

地域、行政、学校、PTA（役員、校外委員）の各代表などで構成され、登下校時の児童の安全確保を目的とします。そのために校外委員が危険箇所を認識・確認し、地域の方に協力を仰ぐほか、問題解決の手段を各関係機関と検討するなど、改善点を協議します。

<校外委員の選出について>

校外委員は、以下の各地区から互選し常任委員となり、委員長1名、副委員長5名を互選し活動します。

- ・中市ヶ尾 A、B、C ・市ヶ尾 A、B ・上市ヶ尾 A、B
- ・竹の下 A、B、C ・禅当寺 ・大場 A、B
- ・小黒 A、B、C、D、E ・荏田北二丁目

*各地区は、それぞれいくつかの班から成り立っています。

*年度末の地区懇談会までに、班ごとの班長、副班長を互選します。

選出委員会

役員及び会計監査の選出を行います。

全会員から立候補を募り、役員の立候補が10名(補欠3名含む)、会計監査が2~3名に満たない場合は、全会員対象(免除者除く)のくじ引きを行い、PTA役員を選出します。

人選に当たっての基準は選出委員会内規によります。

<選出委員の選出について>

選出委員は、全会員より10名、教職員より1名で構成し、委員長1名、副委員長1名及び書記1名を互選し活動します。

〔3〕お手伝い係について

委員会活動とは違い、短期間での活動になります。

年度の初めに、お手伝い係の募集一覧予定表を配付します。実際お手伝い係として活動していただく場合は、改めて役員会よりご案内します。

お手伝い係の活動内容は、年度によって活動内容は異なりますが、下記のような活動を想定しています。

- (1) 花壇の植替え（年3回）
- (2) 交通安全教室
- (3) 広報誌の作成

ぜひ、PTA 活動にご理解いただき、多数の皆さまのご参加をお願いします。

〔4〕備考

1 PTA の関係団体

PTA 活動は、単位 PTA（各校 PTA）を基盤として行われることが原則ですが、区の単位、市の単位、国の単位での組織の広がりを持って、それぞれの組織の役割を果たしていく活動もあります。

- 青葉区 PTA 連絡協議会
通称区 P 連と呼ばれ、青葉区の公立各小中学校の PTA 相互の連絡を密にし、情報並びに、意見の交換をします。
分科会として、校内（小・中）、校外（小・中）があります。
- 横浜市 PTA 連絡協議会（市 P 連）
- 社団法人日本 PTA 全国協議会（日 P）
- 横浜市安全教育振興会（安振会）
- その他

2 横浜市安全教育振興会（安振会）について

- ・ 児童が学校管理下外の怪我で3日以上通院した場合（但し歯科は2日以上）と、保護者がPTA活動中や学校行事参加中に怪我をして、1日以上通院した場合が対象となります。

※学校管理下外とは、学校の教育活動が行われている日は、朝学校に登校する前と下校して家庭に帰宅後となります（放課後キッズクラブ・学童の活動中は学校管理下外）。また、学校の教育活動が行われていない日は24時間対象となります。学校管理下外の場合、自宅・屋外・旅行先（国内・海外）・スポーツクラブ等、行動範囲は問いません。

※登下校中は、学校管理下となりますので、安振会の対象とはなりません。

※放課後キッズクラブからの下校途中については、下図の注意点を参照ください。

- ・ 入・通院証明書は病院で、見舞金等請求申請書は保護者が記入してください。
安振会より通院1日につき1,000円のお見舞金が給付されます。
- ・ 入・通院証明書代は2,000円まで安振会が負担します。2,000円を超えた分は自己負担となります。
例：証明書代3,000円の場合、1,000円は自己負担
事前に証明書代を確認し、申請する事によりマイナスにならないよう、気をつけてください。
- ・ 記入済みの申請書はプライバシーの保護や、紛失等の心配がある為、保護者の方と副校長先生が直接受け渡しする事になっています。記入が済みましたら副校長先生までご連絡ください。
- ・ 負傷が骨折である申請については、初めに外科あるいは整形外科でX線撮影し骨折であることの確認をしないと給付できません。
また、カイロプラクティック・整体などで施術の場合は給付対象となりません。
- ・ 夏休み、冬休みなどの怪我も申請できます。
- ・ 6年生は3/31まで会員扱いとなります。

*年会費・・・一世帯500円

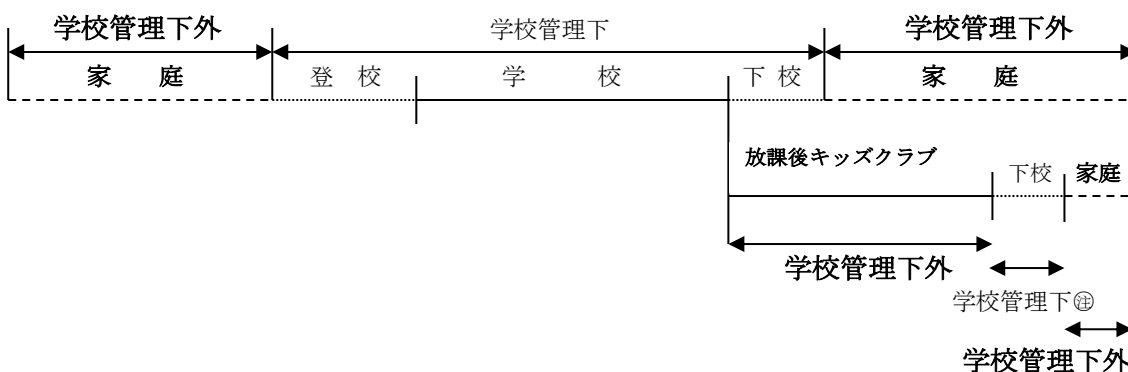
*手続き・・・副校長先生が担当します。直接、副校長先生まで連絡してください。

(市ケ尾小学校 045-973-5722)

※詳しくは、「安全教育の振興に向けて ご案内」をご覧ください。

※賠償事故については、直接安振会へお問い合わせください。

(安振会 045-662-7835)



㊦ 学校が休みの土日祝日や長期休業中は往路復路ともに学校管理下外となり、安振会の災害給付の対象となります

発行者 市ヶ尾小学校 PTA
〒225-0024
横浜市青葉区市ヶ尾町 1632-1
電 話 973-5722
F A X 972-5495

編 集 市ヶ尾小学校 PTA
平成 13 年 4 月作成
平成 17 年 3 月改定
平成 19 年 1 月改定
平成 21 年 2 月改定
平成 21 年 6 月改定
平成 22 年 5 月改定
平成 23 年 4 月改定
平成 23 年 6 月改定
平成 24 年 3 月改定
平成 25 年 3 月改定
平成 27 年 3 月改定
平成 28 年 3 月改定
平成 29 年 3 月改定
平成 30 年 3 月改定
平成 31 年 3 月改定
令和 2 年 2 月改定
令和 3 年 3 月改定
令和 3 年 12 月改定
令和 4 年 3 月改定
令和 4 年 9 月改定
令和 5 年 3 月改定